

34 農地利用集積事業（特会）

【4, 002（7, 561）百万円】

対策のポイント

面的集積組織が行う調整活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法により、経営体が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく法律上の仕組み（農地利用集積円滑化事業）が創設されました。

この仕組みの中で、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を後押ししていく必要があります。

政策目標

農地の利用集積面積：平成22年度1.5万ha

<主な内容>

1. 農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が行う調整活動を支援します。具体的には、
 - （1）農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付します。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
 - （2）農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成します。
2. 農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な小規模基盤整備（石礫除去、畦畔除去等）、特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成します。
3. 都道府県及び市町村が行う農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成します。

（補助率：定額、1／2以内）
（実施主体：農地利用集積円滑化団体、市町村、都道府県）

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

農地利用集積事業

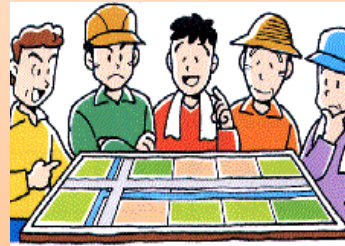
〔平成22年度概算決定額〕
40億円

経営する農地が
分散している状況

農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動

例えば、

- ① 地域の農地事情に精通し具体的な利用調整を行う専門家の配置
- ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
- ③ 農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励（奨励金の交付等）
- ④ 農地の貸借についての意向調査
- ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など



→ 集積組織が面的にまとめて貸付け

農地を面的にまとめて、
経営体がいやす

- 1 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により**利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付**します。
交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
- 2 農地利用集積円滑化団体が農地の**利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成**します。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を助成